

厚生常任委員会

令和3年3月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎濱 真理子
中川 靖広
坂口 議長

○横田 敏文
小城 世督

溝部真紀子
伴 吉晴

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	面卷 昭男	住 民 生 活 部 長	加藤 惠三
福祉子ども課長	中尾 歩美	同 課 長 補 佐	西川美奈子
長寿福祉課長	中原 潤	同 課 長 補 佐	細川 友希
健康対策課長	北 典子	同 課 長 補 佐	田口三十士
国保医療課長	安藤 晴康	同 課 長 補 佐	市川 千晶
環境対策課長	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	曾谷 博一
住 民 課 長	関口 修		

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 岡田 光代

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 小城委員、伴委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、小城委員、伴委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第2号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第2号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

国保医療
課長

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の末尾の条例（要旨）をごらんいただきたいと思います。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただき、要旨をもって説明にかえさせていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険の県単位化に伴い、令和6年度の国民健康保険税率の統一化に向けた税率改定を

行うとともに、国民健康保険税の減免基準について統一化を行うことから、本条例において所要の改正を行うものであります。

まず、奈良県におきましては、令和6年度に県内市町村の保険税水準を統一化することとしております。また今後、県におきましては、高齢化の進展により一人当たり医療費は増加すると見込まれています。このため、各市町村に対しまして、令和6年度に向けて計画的に保険税率を見直すよう促しており、本町におきましても、こうした動向を見るなかで税率の引き上げを行っていく必要がございます。

こうしたなか、去る2月9日開催の国民健康保険運営協議会における「令和3年度以降の国民健康保険税のあり方についての答申」に基づきまして、税率の改定を行うものでございます。また、この県単位化に伴いまして、国民健康保険税の減免につきましても、統一した基準で運用していく必要があることから、このたび統一基準内容に改めるというものでございます。

それでは、1. 主な改正内容であります。(1) 税率改定であります。表の一番上の区分、基礎課税額の世帯別平等割額であります。特定世帯・特定継続世帯以外の世帯であります。この特定世帯と言いますのは、後期高齢者医療制度に移行した者と同一の世帯に属する被保険者がいる世帯で、移行した後5年を経過するまでの世帯というものであります。また、この特定継続世帯は、先ほどの特定世帯であって5年を経過した後8年を経過するまでの世帯ということでございますが、それら以外の世帯、いわゆる一般世帯でございます。基礎課税額の世帯別平等割額を29,800円から28,300円に引き下げるものでございます。そして、特定世帯は14,900円から14,150円に、特定継続世帯については22,350円から21,225円に引き下げるものであります。次に、後期高齢者支援金等課税額の所得割額を100分の2.4から100分の2.6に引き上げるものでございます。最後に、介護納付金課税額の所得割額を100分の2.6から100分の2.8に引き上げるものであります。

なお、この改定に伴う影響につきまして、引き上げとなる影響額と引き下げとなる影響額を合わせました特別会計全体の影響額は約150万円、割合で言いますと0.2%の増と試算しているところでございます。

続きまして、(2) 国民健康保険税を減免することができる事由でござい

ます。①震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、納税義務者又は被保険者が次のいずれかに該当する者となった場合であります。ア 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受ける者等、イ 行方不明となった者、ウ 居住する住宅について著しい損害を受けた者であります。次に、②次のいずれかの事由により、その世帯の収入が著しく減少した場合として、ア 長期の入院又は自宅療養、イ 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等、ウ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁等です。次に、③被保険者又は被保険者であった者が、刑事施設等に入所することにより保険給付の制限を受ける者となった場合であります。次に、④被保険者が、資格取得日において65歳以上であり、かつ、同日の前日において、健康保険法の規定による被保険者等、後期高齢者医療制度の被保険者となった者に限る、というものですが、の被扶養者であった者である場合であります。次に、⑤生活保護法の規定による保護等を受ける者となった場合であります。最後に、⑥その他、保険税を減免することが適当であるとして別に定める場合です。例えば、新型コロナウイルス感染症の影響による減免等、国の通知等によるものが想定されています。

なお、これら減免基準につきましては、現在、本町が定めております減免基準と同様の内容となっております。

次に、(3)減免申請の手続きについて、定めているところでございます。続きまして、2. 施行期日等であります。(1)施行期日は、令和3年4月1日から施行することとし、(2)適用区分は、令和3年度分の国民健康保険税から適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

また、今回の保険税の減免基準の統一化に合わせて、国民健康保険一部負担金、医療機関窓口で支払う自己負担でございますが、こちらにつきましても統一化を行うこととしております。本町では、これまで入院の一部負担金のみを対象としておりましたが、区分により、外来の一部負担金も対象になる内容の拡充が行われているところでございます。

以上、本条例の改正内容についてのご説明とさせていただきます。

何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 私からお聞きしますけども、コロナの関係でということの説明もありましたけども、実際には斑鳩町ではどのぐらい申請というのはあったんでしょうか。 安藤国保医療課長。

国保医療課長 2月末現在の新型コロナウイルス感染症の影響による減免でございますが、令和2年度分の課税分で件数が61件、金額でいいますと約1,030万円という金額になっております。また、元年度分、過年度分につきましては件数が57件、金額でいいますと約120万円となっております。

委員長 この件については、まだコロナが収束していないので、発生してくる可能性もあるということですね。新年度についても。

国保医療課長 このコロナ減免につきましては、国の財政支援を受けて実施しているところでございます。なお、令和3年度の国の財政支援につきましては、今のところまだ国のほうから示されおらないという状況となっております。

委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第3号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 議案第3号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

長寿福祉課長 恐れ入りますが、条例改正文、新旧対照表の説明を省略させていただき、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の条例改正の内容は、第8期介護保険事業計画に定める保険給付の推計量に基づき、保険料率の改定等を行うため、本条例において所要の改正を行うものでございます。

1. 主な改正内容についてであります。はじめに(1) 保険料率の改定についてであります。令和3年度から令和5年度の第8期介護保険事業計画期間の介護保険料額は、表の保険料額欄の改定後のおりとなっております。改定前欄は第7期介護保険事業計画期間の保険料でございます。第7期と第8期の変更点といたしましては、第7段階以上の対象被保険者欄に記載してあります合計所得金額で、第7段階と第8段階の境界の合計所得金額が210万円となっておりますけれども、第7期は200万円ございました。同じように、第8段階と第9段階の境界の合計所得金額が320万円となっておりますが、第7期は300万円でありました。この変更につきましては、国の基準改正に伴う同額の変更でございます。その段階以降の境界の合計所得金額はすべて、第8段階と第9段階の境界の合計所得金額の改正分である20万円を増額しております。第8期の保険料額は、第5段階が基準額となりますが、第7期の基準額年額61,390円に対しまして、290円増の6

1, 680円となり、介護報酬の値上げ率0.7%より低い約0.47%の値上げとなります。一般に報道等で用いられる月額に割り戻しますと、第7期の基準月額5,116円に対しまして、第8期は24円増の5,140円となります。その他、段階区分や各段階の基準額に対する割合につきましては、第7期との変更はございません。次に、裏面に移っていただきまして、

(2) 市町村特別給付の実施であります。令和3年度より介護用品支給事業及び緊急通報装置設置事業について、地域支援事業の見直しがあり、地域支援事業の対象外となる部分について、事業から除外するのではなく引き続き本町の介護保険事業として継続して実施するため、介護保険法第62条に規定する市町村特別給付として、介護保険条例に規定するものでございます。事業の詳細は別の要綱で定めることとなります。次に(3)低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の適用であります。これは、租税特別措置法に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設され、地方税法の一部が改正が行われたことから、本条例において所要の改正を行います。

次に、2. 施行期日等についてであります。(1) 施行期日は、令和3年4月1日から施行します。次に(2) 適用区分につきましては、改正後の斑鳩町介護保険条例の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によります。

以上、議案第3号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。委員の皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 令和2年度はまだ終わってないねけど、介護保険事業の決算の状況はどうなってるんやろ。

委員長 中原長寿福祉課長。

長寿福祉 2年度の給付の決算状況だと思いますけれども、あと2か月ほどの請求が

課長 残っておりますので、まだ暫定的な推計となりますが、現在、事業計画値に対しましては、87%程度の執行率になると考えているところです。

中川委員 黒字になるの、赤字になるの。

長寿福祉課長 黒字になると考えております。

中川委員 令和2年度の、実際に黒字になったとして、この3年度から上げる理由って、上げやんとあかんの。そのままやったらあかんの。

長寿福祉課長 次期計画期間における保険料額につきましては、基本的に計画の最終年度、この令和2年度が最終年度でありますけれども、給付について最終決算を迎えるまでどういった、例えば災害でありますとか、いろんな病気でありますとか、どういった状況になるかわかりませんので、ここの黒字であるとか赤字というのは、基本的には見込まないでまず考えなければならないということがございます。その中で令和2年度末までの決算の黒字額、基金の見込み等から、介護保険運営協議会のなかで、この基金をいくら活用していくから残してという議論の中でこの保険料額を決めたところですので、令和2年度の黒字分には基本的には勘案せずに保険料を決めなければなりませんので、そこで保険料を据え置くというところにはならないところです。

中川委員 令和2年度の黒字は見込まんと、今の改定では計算せなあかんやろうけど、上げやなあかん計算になんでなるんやろ。なんか増えんの。

長寿福祉課長 介護保険は基本的には高齢者の介護に使われたサービスの給付量に基づくんですけども、高齢者人口はほぼ約横ばいになりつつあるんですが、後期高齢者の数がどんどん増えてきております。2025年の団塊の世代の方が後期高齢者になってまいりますので、そこで基本的には75歳になると非常に要介護認定の方の数が増えてきまして、それでこの第7期と第8期の保険給付の推計を計画的な数値ですけれども、見込みますと約9%上がることとなりますから、本来であれば保険料も9%上がることになるんですけど

も、9%といったら大きい額なんですけど、ただ斑鳩町の場合、調整交付金でありますとか、ほかの収入のほうが見込めますので、これだけの保険料額の値上げでおさまっているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 私からひとつ聞かせてください。国のほうでなくなるけれども、町のほうで特別給付を行いますということで、介護用品支援事業と緊急通報装置設置事業という説明がございましたけれども、これはだいたい1年間にそれぞれどれぐらいの利用があったんでしょうか。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 合計額で、来年度予算なんですけども、135万円と予算では組んでいるところでございます。

委員長 あわせて。

長寿福祉課長 はい。

委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、当委員会として、

満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（３）議案第４号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉
課長 それでは、議案第４号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

長寿福祉
課長 恐れ入りますが、条例改正文、新旧対照表の説明は省略させていただき、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正が行われることに伴い、その改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容としましては、（１）高齢者虐待防止の推進であります。障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付けるものです。

次に、（２）質の高いケアマネジメントの推進であります。ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者に、以下に記載しております①②について利用者に説明を行うことを新たに求めるものです。①といたしましては、作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合、②といたしましては、作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち同一事業者によって提供され

たものの割合であります。

次に、（３）生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応であります。区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検・検証の仕組みを導入するものでございます。

次に、（４）業務継続に向けた取り組みの強化であります。感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けるものであります。

次に、（５）感染症対策の強化であります。感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務付けるものであります。

次に、（６）管理者に係る経過措置であります。令和３年３月３１日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする経過措置の適用を令和９年３月３１日まで延長するものでございます。

次に、２．施行期日等についてであります。（１）施行期日は、令和３年４月１日から施行します。ただし、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検・検証の仕組みを導入する改正規定は、令和３年１０月１日から施行します。

次に、（２）経過措置であります。高齢者虐待防止の推進、業務継続に向けた取り組みの強化及び感染症対策の強化に係る措置の義務付けについては、施行日から令和６年３月３１日までの間は努力義務といたします。

以上、議案第４号 斑鳩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何卒、よろしくご審議をいただきまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第4号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第5号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉
課長

それでは、議案第5号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

長寿福祉
課長

恐れ入りますが、条例改正文、新旧対照表の説明は省略させていただき、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、(1) 高齢者虐待防止の推進であります。障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止

するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当を定めること等を義務付けるものです。

次に、（２）業務継続に向けた取り組みの強化であります。感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けるものです。次に、（３）感染症対策の強化であります。感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務付けるものです。

次に、２．施行期日等についてであります。（１）施行期日は、令和３年４月１日から施行します。次に、（２）経過措置であります。高齢者虐待防止の推進、業務継続に向けた取り組みの強化及び感染症対策の強化に係る経過措置につきまして、これらの措置の義務付けについては、施行日から令和６年３月３１日までの間は努力義務といたします。

以上、議案第５号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何卒、よろしくご審議をいただきまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 （１）から（３）まで義務付けるということやけど、義務付けたことの確認はどないしてすんの。

委員長 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 介護予防支援事業を実施している事業者につきましては、基本的に、まず地域包括支援センターになります。ここから委託する業者になりますので、こちらについては、指定権者が町になりますので町が監査等を実施してこういったことを実施できているかというのを見ていくという形になります。

中川委員 それ以外の事業所はないの。

長寿福祉課長 この条例につきましては、包括のみになってきますけれども、ほかの訪問介護事業者でありますとか、さまざまな業者がございますけれども、指定権者が都道府県になっているものについては、県の監査を受けてその確認をすることになっております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第6号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 それでは、議案第6号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

長寿福祉 恐れ入りますが、条例改正文、新旧対照表の説明は省略させていただきます、

課長

議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思いますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、（１）高齢者虐待防止の推進です。障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付けるものです。

次に、（２）業務継続に向けた取り組みの強化であります。感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けるものであります。

次に、（３）感染症対策の強化であります。感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務付けるものであります。

次に、（４）認知症に係る基礎的研修の受講であります。認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わるすべての者の認知症対応力を向上させていくための取り組みを義務付けるものであります。

次に、２．施行期日等についてであります。（１）施行期日は、令和３年４月１日から施行します。次に、（２）経過措置であります。高齢者虐待防止の推進、業務継続に向けた取り組みの強化、感染症対策の強化及び認知症に係る基礎的な研修の受講に係る措置の義務付けについては、施行日から令和６年３月３１日までの間は努力義務といたします。

以上、議案第６号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何卒、よろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6) 議案第7号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉 それでは、議案第7号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の
課長 人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

長寿福祉 恐れ入りますが、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただき、
課長 議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、ご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしまして、（１）高齢者虐待防止の推進です。障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付けるものです。

次に、（２）認知症に係る基礎的研修の受講であります。認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくための取り組みを義務付けるものであります。次に、（３）業務継続に向けた取り組みの強化であります。感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けるものであります。

次に、（４）感染症対策の強化であります。感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務付けるものであります。

次に、２．施行期日等についてであります。（１）施行期日は、令和３年４月１日から施行します。次に、（２）経過措置であります。高齢者虐待防止の推進、認知症に係る基礎的研修の受講、業務継続に向けた取り組みの強化及び感染症対策の強化に係る措置の義務付けについては、施行日から令和６年３月３１日までの間は努力義務といたします。

以上、議案第７号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何卒、よろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長

私から、質問とか反対するとかでないですけども、意見を言いたいことがあります。このいくつかの関連して提案されている分ですけども、障害の

方ですとか、高齢者の方に対してのね、共通しているのは虐待の防止のための策であったりとか、また認知症の方に対しての知識を深めるようになっていようなことですが、こういったことは当たり前のことで、今までであっても当たり前のことであったのね、やっぱりこうやってきちんとというか、条例の中に盛り込んでこられたという、それが悪いことじゃないですけども、なにかこうやってしなければならないような状況というのが実際の現場で起こってきたから、こうやってしっかりと明文化したんだと思うんです。なんかすごく残念でもありますというのが私の意見です。

それでは進みます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7)議案第10号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 議案第10号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

長寿福祉課長 それでは、本補正予算についてご説明をさせていただきます。

今回の補正予算の内容は、保険事業勘定において、介護保険給付費準備基金の運用利息額の確定に伴う基金積立金に係る補正に関するものであり、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9千円を増額し、歳入歳出それぞれ

れ26億5,355万3千円とするものであります。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きください。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。第6款 財産収入、第1項 財産運用収入で、介護保険給付費準備基金の利子配当額が当初見込みを上回ることから、9千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、8ページをご覧ください。歳出予算の補正についてであります。歳出予算の補正では、第3款 基金積立金で、介護保険給付費準備基金に係る利子配当額の当初見込みとの差額について、当該基金への積立金として9千円の増額補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

長寿福祉課長 以上、議案第10号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についての説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議をいただきまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第10号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（８）議案第１１号 令和２年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療 それでは、議案第１１号 令和２年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正
課長 予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療 今回の補正予算は、保険基盤安定負担金の確定に伴うものとなっており、
課長 歳入歳出それぞれ１０３万９千円を増額し、歳入歳出それぞれ４億９，０１
２万５千円とするものであります。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき説明いたします。

補正予算書の５ページをお開きください。歳入でございます。第４款 繰入金、第１項 他会計繰入金、第１目 一般会計繰入金です。令和２年度保険基盤安定負担金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の繰入金として、１０３万９千円を増額補正をお願いするものです。

続いて、６ページをお開きください。歳出です。第２款 後期高齢者医療広域連合納付金、第１項 後期高齢者医療広域連合納付金、第１目 後期高齢者医療広域連合納付金です。歳入で申しあげました後期高齢者医療広域連合納付金で、１０３万９千円を増額補正をお願いするものでございます。

それでは、１ページにお戻りいただきたいと思っております。

予算総則を朗読いたします。

（ 予算総則朗読 ）

国保医療 以上、議案第１１号 令和２年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算
課長 （第３号）についての説明といたします。よろしくご審議いただきまして、なにとぞ原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第11号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策 それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告させていただきます。

課長

前回の当委員会でご報告をさせていただきましたが、先月26日に第14回奈良県北部地域におけるごみ処理広域化に関する合同勉強会が開催されました。内容といたしましては、まず、奈良市より、新クリーンセンター建設事業の実施にあたり、奈良県環境影響評価条例第4条の3の規定による、計画段階環境配慮書及び計画段階環境配慮書要約書を作成し、現在、関係市において縦覧に供しているとの報告がございました。また、現在の取り組み状況を記載した建設計画NEWSを作成し、建設予定地地元自治会及び地権者への情報提供として配布をするとともに、本年年明けより、地権者への説明のため、戸別訪問を順次再開している旨の報告がございました。

次に議題として、まず、令和2年11月10日に開催をされました第5回実務者会合、当会合につきましては、当町として継続参加の意思決定をしておりませんでしたことから、欠席をいたしました。その会合内容及び前回の委員会でご報告をさせていただきました、先月8日に開催をされました第

6回実務者会合の内容について、簡単に説明がなされました。

次に、コストシミュレーションの組み直しについて、5市町から3市町への規模縮小に伴いまして、3市町で組み直したコストシミュレーションの説明がございましたが、これは、昨年11月17日の本委員会でもご報告をさせていただきましたが、当初の5市町でのシミュレーションを3市町に縮小変更したものに過ぎず、昨年10月6日に奈良市環境部長が来庁され、説明を受けた資料と同様の内容でございました。最後に、今後のスケジュールについての説明がございましたが、こちらの方も令和2年9月15日の本委員会において、資料として提出をさせていただきました「令和2年8月27日開催 第13回合同勉強会資料」と同様の内容であり、具体的な日程等のスケジュールは示されなかったところでございます。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

ここで、10時10分まで休憩します。

(午前 9時56分 休憩)

(午前10時10分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 議案第9号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号)について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長

それでは、議案第9号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）につきまして、住民生活部が所管する内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明いたしますので、補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金では、第1節 児童福祉費補助金で、地域子育て支援拠点やファミリー・サポート・センター事業などにおける新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等に必要な物品の購入費が補助対象となることから、子ども・子育て支援交付金43万9千円の増額、保育所の感染防止対策等に必要な物品の購入等費用及び私立保育所における事務のICT化等を行うためのシステム導入等費用が補助対象となることから、保育対策総合支援事業費補助金190万円の増額、第2節 障害福祉費補助金で、遠隔手話サービスの導入費用が補助対象となることから、意思疎通支援体制強化事業費補助金20万9千円の増額をお願いするものであります。

次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の第4節 保険基盤安定負担金で、後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金の確定に伴う77万9千円の増額をお願いするものであります。10ページをお開きいただけますでしょうか。第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金で、国庫補助金で申しあげました子ども・子育て支援交付金と同様の理由により、43万9千円の増額をお願いするものであります。以上が、歳入に関わる内容であります。

12ページをお開きいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正についてです。はじめに、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第7目 障害福祉費の第17節 備品購入費で、歳入で申しあげました遠隔手話サービスを導入するためのタブレット端末の購入費用として、20万9千円の増額をお願いするものです。第11目 後期高齢者医療費では、第27節 繰出金で、歳入で申しあげました後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金の確定に伴う後期高齢者医療特別会計への繰出金103万9千円の増額をお願いするものです。13ページ、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費の第10節 需用費で、歳入で申しあげた地域子育て支援拠点やファミリー・サポート・センター事業における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等に必要な物品の購入費として、消耗品費60万円の増額、

第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげた私立保育所における感染防止対策等に必要な物品の購入等費用の支援として、私立保育所感染症対策補助金80万円の増額、事務のICT化等を行うためのシステム導入等費用の支援として、私立保育所ICT化推進等事業補助金150万円の増額をお願いするものであります。第2目 保育園費では、第10節 需用費で、歳入で申しあげました町立保育所における感染防止対策等に必要な物品の購入費として、消耗品費100万円の増額をお願いするものであります。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費補正についてであります。第3款 民生費、第1項 社会福祉費の遠隔手話サービス実施事業、第2項 児童福祉費の地域子育て支援センター感染症対策事業、私立保育所感染症対策支援事業、私立保育所ICT化推進等支援事業、ファミリー・サポート・センター感染症対策事業、町立保育園感染症対策事業につきましては、本年度会計において予算の支出を見込めないことから、それぞれ予算措置の追加をお願いするものであります。

以上、議案第9号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
伴委員。

伴委員 繰り越しの最後の説明ですけれども、町立の保育園、今年度執行できない、けど私立のほうは補正のほうで出てましたね、私立の保育所、13ページの上の方ですね、感染対策というような形で、このあたり町立と私立と、何かタイムラグというかそんなことになるわけですか。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 今回繰り越しさせていただくのは、補正予算で歳出であげさせていただいた全ての事業になりますので、私立保育所につきましても、町立保育所の分につきましても、すべて繰り越しで対応させていただくものでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 議案第9号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号)については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認いたします。

次に、(2)新型コロナウイルスワクチン接種について、理事者の報告を求めます。 北健康対策課長。

健康対策 課長 それでは、健康対策課から(2)新型コロナウイルスワクチン接種について、資料1に基づきましてご説明させていただきます。

現在、ワクチン接種をすみやかに行えるよう、接種体制の整備をすすめているところではございますが、町民の皆さまからの問合せに対応するため、本日、令和3年3月15日から斑鳩町新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口を開設いたしました。この相談窓口の対応時間は平日の9時から17時までとし、接種場所や予約方法等、接種のための手続きに関する相談に対応してまいります。また、このワクチン接種に関する住民や医療機関等からの相談は、国・都道府県・市町村及び各ワクチンメーカーがそれぞれの役割に応じて対応することとなります。そこで、厚生労働省新型コロナウイルスコールセンターでは、ワクチン施策のあり方等について、また、ファイザー新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤルでは、ワクチンの安全性や有効性、接種後の副反応等についての相談に対応してまいります。

奈良県の相談窓口につきましては、接種後の腫れ等が引かずに、医療機関を受診したほうがよいのではないかなど、医学的知見が必要となる専門的な相談に対応することとなりますが、3月中に設置予定であると聞いております。また、高齢者向けのワクチンの出荷につきましては、医療従事者等への接種のための出荷量を確保しつつ出荷することとなり、4月5日の週から4月19日の週においては数量を限定して段階的に出荷されると聞いております。奈良県においては、2回目接種分を含む22箱の計21,450回分が段階的に供給されることとなります。

こういったことから、斑鳩町では高齢者へのワクチン接種の開始時期につ

きましては、ワクチン供給量の具体的な情報が示されるのを待ちつつ決めていきたいと考えておりますので、ワクチン接種に必要なクーポン券の発送は4月以降になる見込みでございます。

以上で、新型コロナウイルスワクチン接種についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(3) 生駒郡地域外来検査センターの閉鎖について、理事者の報告を求めます。 北健康対策課長。

健康対策 それでは、生駒郡地域外来検査センターの閉鎖について、ご説明させていただきます。 課長

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、令和3年1月6日から、新型コロナウイルスのPCR検査を行う生駒郡地域外来検査センターを、月曜日と水曜日の週2回、生駒郡4町で運営してまいりました。

令和3年3月12日現在の検査件数は44件ですが、この検査センターは、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行による医療機関の混乱を防ぐことを目的に開設したところです。今年度はマスクの着用等による新型コロナウイルスの感染症対策の効果もあり、インフルエンザの流行がみられないこと、また、医療機関の独自の判断でPCR検査や抗原検査を取り扱うことができる発熱外来認定医療機関数も増えていることから、令和3年3月末をもちまして生駒郡地域外来検査センターを閉鎖いたします。

以上で、生駒郡地域外来検査センターの閉鎖についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、（４）斑鳩町障害者福祉計画・第６期斑鳩町障害福祉計画・第２期斑鳩町障害児福祉計画（案）について、理事者の報告を求めます。

中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、（４）斑鳩町障害者福祉計画・第６期斑鳩町障害福祉計画・第２期斑鳩町障害児福祉計画（案）について報告いたします。

本計画のうち、斑鳩町障害者福祉計画は、障害者基本法の規定に基づき策定を行う計画で、本町の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本計画であり、現在の計画が本年度末で計画期間が満了となることから、令和３年度から６か年を計画期間として作成するものであります。

また、第６期斑鳩町障害福祉計画については、障害者総合支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき策定を行う計画で、計画期間における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の量の見込みや提供体制などについて定めるもので、現在の第５期計画が本年度末で計画期間満了となることから、令和３年度から３か年を計画期間として作成するものです。また、第２期斑鳩町障害児福祉計画については、児童福祉法の規定に基づき策定を行う計画で、計画期間における障害児の通所支援、入所支援、相談支援などの量の見込みや提供体制について定めるもので、障害福祉計画と同じく、現在の第１期計画が本年度末で計画期間満了となることから、令和３年度から３か年を計画期間として作成するものです。本計画の作成にあたりましては、国において作成された基本指針に基づき、障害のある人を対象としたアンケート調査及びパブリックコメントを実施し、これまでの各種福祉サービスの実績等をふまえ、斑鳩町障害者福祉計画推進協議会において慎重にご審議をいただき取りまとめをさせていただいたものであります。

それでは、お手元に配布しております資料２の表紙をめくっていただきまして、目次により計画の概要について説明をさせていただきます。

はじめに、第１部 総論では、第１章 計画策定にあたってとして、１ 計画策定の背景と趣旨、２ 障害者支援に関する近年の国の政策動向について、３ 計画の位置づけ、４ 計画の対象、５ 計画の期間、６ 計画の策

定体制について、次に、第2章 障害のある人を取り巻く概況としまして、
1 障害のある人の現況、2 障害のある子どもの現況、3 町などが行う
障害者の事業の状況、4 保健サービスの状況、5 アンケート調査からみ
える現状、6 障害者（児）を取り巻く課題を記載しております。

次に、第2部 斑鳩町障害者福祉計画では、第1章 計画の基本的な考え
方についてとして、1 基本理念、2 基本目標、3 施策の体系について、
第2章 施策の展開として、1 地域の中で、ともに生きる～地域における
共生～、2 住民がともに歩む～障壁の排除～、3 健やかに生きる～保健
と医療～、4 みんなで育み、生き活きのびる～保育と教育～、5 ちから
を生かす～就労と日中活動～、6 このまちで暮らす～サービスと防災・防
犯～について記載しております。

次に、第3部 第6期斑鳩町障害福祉計画・第2期斑鳩町障害児福祉計画
では、第1章 障害者（児）福祉サービスの見込として、1 成果目標と活
動指標、2 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み、3 地域生活支援
事業の利用状況と利用見込み、4 障害児福祉サービスの利用状況と利用見
込みについて記載しております。

次に、第4部 計画の推進では、第1章 計画の推進として、1 計画の
推進、2 計画の進行管理について、また、最後に資料編として、計画の策
定の経過等について記載をしております。

内容の詳細は、後ほどご覧いただけたらと思いますが、概略、特徴的な個
所のみ簡単に説明をさせていただきます。

資料の60ページをお開きください。本計画の体系でございますが、前計
画の基本理念を踏襲するとともに、総合計画のめざす将来像や、すべての住
民誰もが、支援の受け手や支え手という関係性を超えて、ともに暮らし、と
もに支え合う地域共生社会の考え方を踏まえ、ふれあいと支えあいの“わ”
を広げ、ともに生きるまち斑鳩を基本理念に掲げております。この基本理念
をもとに、地域の中で、ともに生きる～地域における共生～、住民がともに
歩む～障壁の排除～、健やかに生きる～保健と医療～、みんなで育み、生き
活きのびる～保育と教育～、ちからを生かす～就労と日中活動～、このまち
で暮らす～サービスと防災・防犯～の6つの基本目標を掲げており、それぞ
れの目標を達成するため、20の施策の方向性を示しております。

新規・充実事業といたしましては、アンケート調査の結果から、学校などの教育現場における障害に対する理解の促進を期待する声が多かったことから、資料61ページで、一番下、学校教育における人権学習の充実を追加しております。

また、64ページでは、障害のある人が、障害があることにより意思疎通に困難が生じ、必要な情報が得られず社会生活や社会活動に支障をきたすことがないように、障害の特性に応じた多様な方法による情報提供サービスを充実させるという方針のもと、情報アクセシビリティの確保に努めるため、新たに、遠隔手話通訳者サービスの実施、広報紙や印刷物等のユニバーサルデザイン化に取り組んでいくこととしております。

次に、79ページをご覧ください。79ページからの第3部 第6期斑鳩町障害福祉計画・第2期斑鳩町障害児福祉計画では、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援の提供、効果的な就労支援や障害者（児）のニーズを踏まえた、きめ細やかな対応を行うため、80ページから90ページにおきまして、福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービス等の質の向上について、国の基本指針に基づき、令和5年度を目標年度とした成果目標と成果目標を達成するための活動指標を設定しております。

91ページから97ページでは、障害福祉サービスの利用状況と利用見込みについて記載しております。特に93ページの就労移行支援、就労継続支援（A型）（B型）サービスにおきまして、利用者数、利用日数が増加の傾向にあります。次に、98ページから108ページでは、地域生活支援事業の利用状況と利用見込みについて記載しておりまして、101ページをご覧ください。こちらの移動支援事業におきましても利用者数、利用時間が増加傾向にあります。次に、109ページから110ページでは、障害児福祉サービスの利用状況と利用見込みについて記載しておりまして、109ページをご覧ください。児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて、利用者数、利用日数が増加傾向にあります。

以上、斑鳩町障害者福祉計画・第6期斑鳩町障害福祉計画・第2期斑鳩町障害児福祉計画（案）についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長 次に、（5）第8期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）について、理事者の報告を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 それでは、（5）第8期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）につきまして、ご報告をさせていただきます。

はじめに、本計画の概要でございます。

まず、第8期斑鳩町介護保険事業計画ですが、この計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、本町の介護保険事業の運営方針やサービス量・事業量の見込み、また、その確保のための方策を示すものです。斑鳩町高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、本町の高齢者福祉に関する取り組みなどを定めるものです。また、計画期間につきましては、令和3年度から令和5年度までの3か年となっております。本計画の策定にあたりましては、在宅で介護を受けている方やその介護者の在宅生活の実態に関することや、一般高齢者等の日常生活に関するアンケート調査、及びパブリックコメントを実施し、町民の意見の反映に努めるとともに、介護保険運営協議会において慎重にご審議をいただいたところでございます。

それでは、お手元に配布しております資料3の計画（案）により、計画の記載内容について、簡単に説明をさせていただきます。

まず、1ページ、第1章 計画の策定にあたってでございます。1 計画策定の背景と趣旨、2ページ、2 計画の位置づけ、3ページ、3 計画の期間について説明を行っております。3ページの3 計画の期間をご覧くださいと思います。今回の第8期計画は、団塊の世代が75歳以上となる2025年の令和7年、そして、さらには生産年齢人口が減少し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年の令和22年を見据えたものとな

っております。次に、5ページからの第2章 高齢者等の現状では、5ページ、1 高齢者等の現状、(1) 人口の推移になりますけども、人口と高齢化率の推移などにつきまして記載しております。7ページにお移りいただきまして(2) 世帯の状況では、一般世帯数と高齢者のいる世帯の推移などにつきまして記載しております。次に、8ページでは(3) 高齢者の就労状況について、9ページでは(4) 健康寿命について、次の10ページでは、2 介護保険事業対象者等の状況として、(1) 要介護認定者の状況について記載をしております。次の12ページから19ページにつきましては、サービス別の受給者数の状況、介護保険サービスの給付費の状況等について記載しております。次に、20ページからは3 各種調査からみた高齢者の現状と課題といたしまして、(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査としてのアンケート調査の結果などについて記載しており、また37ページからにつきましては、(2) 在宅介護実態調査としてのアンケート調査の結果などについて記載をしております。次に、飛びまして65ページをお願いいたします。第3章 第7期計画の取り組みみの評価と課題の整理でございます。この章では、この65ページから85ページにかけては、平成30年度から令和2年度までの介護保険、高齢者福祉サービス等の実績などについて、地域包括ケアシステムの推進など、現第7期計画の施策目標ごとに、その取り組み・実績及び今後の課題を記載しております。

次に87ページからは第4章 計画の基本的な考え方についてです。87ページでは、斑鳩町が目指す2025年の高齢社会像につきまして、88ページでは、計画の基本理念について記載をしております。本計画の基本理念は、第5次斑鳩町総合計画がめざす高齢者施策の方向性およびこれまでの介護保険事業計画・高齢者福祉計画の基本理念を継承し、誰もが、健やかに、住み慣れた環境で、生き生きとした生涯を送ることができるまちづくり、としております。次に89ページから93ページにかけては、施策の目標と体系について記載をしております。後期高齢者人口の急速な増加に直面している本町において、サービスや支援を必要としている人々が地域包括ケアシステムにおける医療・介護・予防・生活支援・住まいのネットワークとつながり、その人らしい暮らしをいつまでも続けられる社会の実現をめざし、89ページから90ページにかけて示す6つの施策の目標を定めております。

次に、97ページから150ページまでにつきましては、第5章 計画の具体的な取り組みみとなります。それぞれの施策の目標ごとに、その主な取り組み内容や今後の方針につきまして記載をしております。

151ページからは第6章 第8期介護保険事業のサービス量等の見込みでございます。この章では、令和3年度から令和5年度までの介護保険サービス量等を推計し、取りまとめたものを記載しております。

まず、次の152ページから153ページでございますが、被保険者数の推移、154ページでは要支援・要介護認定者数の将来推計について、令和3年度から令和5年度の今後3年間、令和7年度及び令和22年度の推計をまとめたものでございます。次に155ページでは、第8期計画期間中の今後3年間及び令和7年度、令和22年度における介護予防サービスの種類ごとの見込量、156ページから157ページでは、介護サービスの見込量を取りまとめたものでございます。また、158ページでは、地域支援事業の各種サービス・事業の見込額を取りまとめております。159ページから160ページには、第8期介護保険事業に関する費用として、総給付費の見込額等を取りまとめ、給付にかかる標準給付費の見込額は、159ページ中段の(2)のところの標準給付費の見込み額のとおりとなっております。

最後に、161ページをお開きいただけますでしょうか。第7章 計画の推進にむけてとして、この計画の推進体制と計画の進捗管理体制について記載をしております。計画(案)の概略は以上のとおりでございます。

今後の高齢者福祉、介護保険の取り組みについて、この計画をもとに推進することとなりますが、いっそう被保険者への円滑なサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。なお、計画書につきましては、これから製本作業に入ってまいりたいと考えております。また、町民の皆さま方に対しましても、広報紙、町のホームページ等を通じて概要をお知らせしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、第8期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画(案)についての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、（６）斑鳩町一般廃棄物処理基本計画（案）について、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策課長 環境対策課より、本町のごみ減量化や資源化、適性処理に関する施策の総合的・計画的な推進の基本となります。斑鳩町一般廃棄物処理基本計画（案）につきまして、斑鳩町廃棄物減量等推進審議会よりの答申、また、パブリックコメントも終了し、計画案がまとまりましたことから当委員会にご報告をさせていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物を処理する市町村に、一般廃棄物の発生量や処理量の見込み、排出抑制の方策等を定めた一般廃棄物処理計画の策定が義務づけられているところでございます。

当町では、一般廃棄物処理基本計画として10年間の計画を定めておりますが、本年度をもちまして現計画が計画期間を満了いたしますことから、今回、新たに令和3年度から令和12年度を計画期間といたします基本計画を改定するものでございます。

今回、改定を行います一般廃棄物基本計画につきましては、資料4に基づきまして、ご説明をさせていただきます。資料4の1枚目をめくっていただきまして、目次でございますが、第1章から第6章で構成をしております。

まず、1ページ目から2ページ目にわたりましては、第1章 計画策定の基本的事項として、計画改定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間、計画の対象を明記しております。続いて、3ページ目は、第2章 地域の特性といたしまして、人口の推移と事業所数及び従業者数を明記しております。

続きまして、4ページ目から11ページ目にわたりましては、第3章としてごみ処理の現状と課題を明記しております。まず、4ページ目では、ごみ・資源物それぞれの区分ごとの中間処理そして最終処分の処理の流れを簡単に明記しております。5ページから7ページにかけては、家庭系・事業系一般廃棄物の量や1人1日あたりの排出量、また、資源化量やリサイクル率の平成26年度からのごみ排出量の推移について明記しております。

続いて、8ページから11ページにかけては、中間処理の現状や最終

処分の現状、ごみ処理経費の現状やごみ処理に関する課題について明記しております。この10ページのごみ処理に関する課題としましては、当町では、現在、最終処分場での埋め立てはしておりませんが、全国的な課題として最終処分場の残余容量の逼迫や可燃ごみ焼却による地球温暖化など環境汚染の拡大、また、効率的なごみ処理の推進として生ごみの町全域収集や事業系一般廃棄物の減量化などの課題、また現在、継続して取り組んでおります自区内処理の推進を挙げております。

続いて、12ページから13ページでは、第4章として人口及び排出量の将来予測として、今回の計画期間でございます令和3年度から令和12年度における人口の将来予測、及び現状の廃棄物施策のまま推移した場合のごみ排出量及びリサイクル率について明記しております。

続いて、14ページから19ページにかけましては、第5章として基本計画について明記しております。まず、14ページでは、基本理念といたしまして、「ゼロ・ウェイストのまち斑鳩の実現」を掲げており、平成29年5月8日にゼロ・ウェイスト宣言を制定し、ゼロ・ウェイストの実現に向け、総合的・計画的に取り組みを推進するため、「斑鳩まほろば宣言・推進計画」を策定し、現在、取り組みを進めているところでございますが、本計画につきましては、本町のごみ減量化や資源化、適性処理に関する施策の総合的・計画的な推進の基本となりますことから、「斑鳩まほろば宣言・推進計画」との整合性を図る形で策定をしたところでございます。

また、15ページには1人1日あたりのごみ排出量、16ページではリサイクル率の5年後、10年後の数値目標を明記しております。

続いて、17ページから19ページにかけましては、基本施策を明記しております。この基本施策につきましては、斑鳩まほろば宣言・推進計画との整合性を図る必要性から、斑鳩まほろば行動宣言の7項目を基本施策とするとともに、現状の課題解決に向け新規事業を追加した内容となっております。

特に、事業系一般廃棄物の減量化・資源化は、ごみ排出量及びリサイクル率の目標達成には欠かせない重要事項でございますことから、(3)生ごみ全量資源化及び新たな資源化の推進、(4)ごみ処理費用の削減、(5)町ぐるみによる取り組みの推進において、事業系一般廃棄物として排出をされます生ごみの資源化や処理手数料の見直しといった事業を追加しています。

最後に20ページ、21ページでは、第6章としてし尿及び浄化槽汚泥処理について、1. し尿及び浄化槽汚泥処理の現状、2. し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測、また、3. し尿及び浄化槽汚泥処理に関する今後の方針について明記をしております。

以上、斑鳩町一般廃棄物処理基本計画（案）の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 し尿及び浄化槽の20ページやけど、住民の法的義務の中に、保守点検（定期的）にとなってるけど、これは法律的に何回か定められてなかったか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策 保守点検は確か3か月に1回だったと認識しております。

課長

中川委員 それやったら「保守点検（年4回）」って書かなあかんのちゃうん。

環境対策 浄化槽、今3か月に1回ということで申しあげております。そのへん、もう一度再度確認をさせていただいて、今、委員さんのお話にありましたように、年4回であれば年4回といった形で、案のほうを訂正をさせていただきたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
中尾福祉子ども課長。

福祉子ども 福祉子ども課より1点報告がございます。

も課長

先般、2月17日に開催されました本委員会におきまして、中川議員より令和3年度保育所の待機児童数についての質問に対し、資料を当日持ち合わせておらず、後日回答させていただくとしておりました件について、ご報告させていただきます。

保育所におきましては、次年度の入所申請を、毎年10月頃に一斉受付として行っておりますが、その後の随時申請分につきましては、毎月末に入所選考を実施しております。先の一般質問におきまして、木澤議員からの令和3年度の保育所入所申請状況についてのご質問に対し、令和3年2月1日現在の状況といたしまして、1歳児で2名の待機児童が発生しておりましたが、2月末時点で入所辞退が2名ありましたので、入所できる見込みであると回答させていただいております。

この後、2月末の時点で選考を行いました結果、待機となっておりますこの1歳児2名につきましては入所決定となっておりますが、新たに1歳児で4名、2歳児で2名の待機が発生している状況でございます。以上、令和3年度保育所待機児童数についての報告とさせていただきます。

委員長

中原長寿福祉課長。

長寿福祉
課長

続きまして長寿福祉課から1件ご報告がございます。斑鳩町高齢者優待券I C O C Aカードへのチャージを行うコンビニエンスストアについてです。

令和2年11月の本委員会におきまして、高齢者優待券I C O C Aの配布方法の変更を報告させていただき、その際、チャージ券を取り扱う町が指定するコンビニエンスストアについて、セブンイレブンのみの最大で5店舗になる見込みであることを報告させていただいておりましたけれども、ローソンの2店舗につきましても、当事業への参加をされることになりましたことをご報告させていただきます。

以上、長寿福祉課からの報告とさせていただきます。

委員長

北健康対策課長。

健康対策

続きまして、健康対策課から一般不妊治療・不育治療費の助成の拡充につ

課長

いて、ご報告させていただきます。

斑鳩町の一般不妊治療・不育治療費の助成につきましては、奈良県の公費助成の対象となる体外受精及び顕微授精といった特定不妊治療を除く一般不妊治療または不育治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っているところでございます。

今回、厚生労働省が少子化対策として、現行の特定不妊治療の助成制度について、所得制限の撤廃等の改正を行い、それを受けて、奈良県の特定治療支援事業実施要綱も改正され、令和3年2月18日付けで通知があったところです。それに伴いまして、斑鳩町の一般不妊治療・不育治療費の助成制度につきましても、所得制限の撤廃等の要綱改正を令和3年4月1日施行にむけて進めておりますことをご報告させていただきます。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員

待機児童の件やけど、木澤議員の一般質問のあとに、また申し込みがあったということでええのかな。

委員長

中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長

10月までに申請があった分については、12月末の時点でいったんすべて選考が終わって、来年度分について入所の決定通知を送っております。そのあと随時で申請があった方につきましては、1月に申請があった分については1月末にすべて選考を行いまして、2月1日時点で1歳児お2人待機があったということです。2月になってからまた申請が出てまいりまして、その間に2人入所の辞退が出ましたので、2月1日時点で待機であったお子さんは入れるということだったんですけれども、2月中に新たに申請が出てま

いりましたので、そのうち選考を行って待機が発生しているという状況でございます。

中川委員　　せやから3月の一般質問の時点では2月に申し込みあったから、その時点でもう待機出ているということやわな。末に選考するけど、もう3月に入ってるから、待機出たということやんな。一般質問の日は。

福祉子ども課長　　一応、2月末で締め切りまして、そのあとちょっと調整等させていただいておりましたので、一般質問でお答えする時点では、どの方が入所決定で待機をどの方にするかという、具体的なところがまだ調整ができておりませんでしたので、2月1日現在でお答えさせていただいたということです。

中川委員　　しつこく聞くようやけど、2人の待機児童が出て2人の辞退があったからゼロになった。と思ってたら、また2月に申し込みがあった、待機児童やわな、必ず、2名空いたところに2名入ってもおて、ちょうどになったところへ2月中にまた申し込みがあったということは、3月の時点でもう待機児童出とるやんな。選考やなしに、もう入るとこないやん。それをとやかく言うつもりはないねけど、今でも4名ほどか、待機児童が出ていることに対して、どのような考え方を持ってはるのかということと、町の遊休地というんかな、そういうところを利用して民間の保育所運営している法人を募集したりするような努力もして、今後、待機児童出さないようにしますとかいうような、そういう方針的なものというのを聞きたい。

委員長　　加藤住民生活部長。

住民生活部長　　今また1歳児のほうで新たにまた待機児童等が出てまいっているんですけども、年齢が2歳児に到達しますと、保育の面積基準が、若干狭くいけるようになりますので、今、現在1歳児で待機出ている方につきましては、その誕生日を迎えられた分で定員が新たに発生してきますので、その分で入所のほうはまた手続きをさせていただきたいというふうに思います。

あと、全体的な保育の受け皿の関係につきましては、今現在、保育所を担

当してます福祉子ども課と幼稚園を担当してます教育委員会とあわせて、今現在、その確保方策について検討させていただいておりますので、そういった中身がまとまりましたら、改めて民間の関係も含めまして、またご報告させていただきたいというふうに思っております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

福祉子ども課長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 小城委員。

小城委員 前回の閉会中の委員会で報告あったと思うんですが、鳩水園についてなんですけども、あれから1か月経ってないぐらいなんですけど、その後ちゃんと運営されているのかどうか教えていただけますか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 前回の委員会後から水質検査につきましては、現在2回、2月中旬以降と3月上旬に1回ずつやっております。それぞれの水質検査の結果につきましては、現在、放流水、河川の基準値はもちろんのことでございますけれども、鳩水園で定めております放流水保証値につきましても順守しておる状況でございます。

小城委員 ありがとうございます。今後も町としてもしっかりと管理していただく、委託しているから業者が勝手に捨てました、では済まされないとしますので、しっかりと見ていただいて、サポートしっかりとさせていただきたいと思っております。今後も委員会等でまた質問させていただきたいと思っております。以上です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前11時04分 閉会)